

# 令和8年6月から 入院時の食事療養費の負担額が変わります

・令和8年6月1日から、入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、食材費相当額をご負担いただくこととなりました。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分		令和7年 4月1日から	令和8年 6月1日から
①	一般の方	510円	→ 550円
②	住民税非課税の世帯に 属する方（③を除く）	240円	→ 270円 <small>過去1年間の入院期間が90日以内</small>
		190円	→ 220円 <small>過去1年間の入院期間が90日超</small>
③	②のうち、所得が一定基準 に満たない方など	110円	→ 130円
④	小児慢性特定疾病児童等・ 指定難病患者	300円	→ 330円

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）までお問い合わせください